

# 経過措置期間終了に伴う 水道料金改定のお知らせ



## ●水道料金改定表

口径		基本料金		超過料金 1 m <sup>3</sup> 当り(円)		メーター 使用料
		基本水量	料金			
13mm	経過措置	10m <sup>3</sup> まで	4,000円	11から20m <sup>3</sup> 65円	21m <sup>3</sup> 以上 165円	なし
	改定	10m <sup>3</sup> まで	4,000円	11から20m <sup>3</sup> 100円	21m <sup>3</sup> 以上 180円	なし
20mm	経過措置	20m <sup>3</sup> まで	8,000円	21から40m <sup>3</sup> 65円	41m <sup>3</sup> 以上 165円	なし
	改定	20m <sup>3</sup> まで	8,000円	21から40m <sup>3</sup> 100円	41m <sup>3</sup> 以上 180円	なし

◎料金の計算方法…口径13mm2か月で50m<sup>3</sup>使用の場合

- 基本料金分 ①基本水量10m<sup>3</sup>まで ⇒ 4,000円  
 超過料金分 ②11m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup> 10m<sup>3</sup>×100円 ⇒ 1,000円  
 ③21m<sup>3</sup>から50m<sup>3</sup> 30m<sup>3</sup>×180円 ⇒ 5,400円  
 消費税相当額 ④(①+②+③)×0.05=520円 ⇒ 520円  
 水道料金 ①+②+③+④= ⇒ 10,920円  
 (10円未満切捨て)

日野町水道事業の水道料金は、平成18年6月町議会の議決により、平成18年7月1日から平均20パーセントの料金改定を行いました。口径13および20ミリメートルについては、段階的値上げとなるよう経過措置期間を設けていました。経過措置期間が平成20年3月31日で終了することから、4月1日から他の口径と同様の改定料金となります(詳細は表のとおり)。

なお、改定料金は、7月以降に請求する分から適用します。

今後も計画的な設備投資と維持管理費の抑制および経費の節約を行い、健全な水道経営になるように努めますので、ご理解とご協力をお願い致します。

◆上下水道課 上水道担当  
 ☎②6576 有線⑤8962

平成20年4月1日施行

## 「パートタイム労働法」 が変わります!

パートタイム労働者が、その能力をより一層発揮することができる雇用環境を整備するため、パートタイム労働法が改正されました。

### ★改正のポイント★

- 1 雇入れの際、事業主は、労働基準法で明示が義務付けられている事項以外に「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書等で明示することが義務化されます。
- 2 雇入れ後、パートタイム労働者が求めたとき、事業主から待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明してもらえます。
- 3 パートタイム労働者の待遇は、その働きや貢献に応じて決定されます(※通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者については、すべての待遇についてパートタイム労働者であることを理由に差別的に取り扱うことは禁止されます)。
- 4 パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスが生まれます。
- 5 パートタイム労働者と事業主の苦情・紛争解決の仕組みが整えられます。



※通常の労働者とは…社会通念に従い「通常」と判断される労働者を言います。「通常」の判断は業務の種類ごとに行い、「正社員」など正規型の労働者がいればその労働者。いなければフルタイムの基幹的な働き方をしている労働者(契約社員等)が「通常の労働者」となります。

### ◆問い合わせ先

滋賀労働局雇用均等室 ☎077-523-1190